

○防衛省令第十六号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十五条の十一第一項及び第三項の規定に基づき、
自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

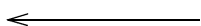
平成二十九年十二月二十二日

防衛大臣 小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。



改正後

(再就職の約束をした場合の届出)

第六十五条の十一 「略」

2 「略」

3 法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る令第八十七条の二十三第三号及び第六号から第十一号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第五により防衛大臣に届け出なければならない。

4 「略」

(管理職隊員の事前の再就職の届出)

第六十五条の十三 「略」

「項を削る。」

2 法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした管理職隊員であつた者(離職後二年を経過しない者に限り、同条第三項の規定による届出をした者を除く。)は、当該同条第一項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなつたときは、遅滞なく、第六十五条の十一第四項の届出書により防衛大臣に届け出なければならない。

3 法第六十五条の十一第三項の規定による届出をした隊員(離職後二年を経過しない者に限る。)は、当該届出に係る令第八十七条の二十六第七号から第十号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第八により防衛大臣に届け出なければならない。

3 「略」

4 法第六十五条の十一第三項の規定による届出をした隊員(離職後二年を経過しない者に限る。)は、当該届出に係る令第八十七条の二十六第七号から第十号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第八により防衛大臣に届け出なければならない。

改正前

(再就職の約束をした場合の届出)

第六十五条の十一 「同上」

2 「同上」

3 法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る令第八十七条の二十三第三号及び第五号から第九号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第五により防衛大臣に届け出なければならない。

4 「同上」

(管理職隊員の事前の再就職の届出)

第六十五条の十三 「同上」

2 法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員(管理職隊員(法第六十五条の十一第三項に規定する管理職隊員をいう。以下同じ。)であつた者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。)は、当該届出に係る令第八十七条の二十三第六号から第九号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、第六十五条の十一第三項の届出書により防衛大臣に届け出なければならない。

3 法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員(管理職隊員であつた者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。)は、当該届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなつたときは、遅滞なく、第六十五条の十一第四項の届出書により防衛大臣に届け出なければならない。

4 「同上」

5 法第六十五条の十一第三項の規定による届出をした隊員(離職後二年を経過しない者に限る。)は、当該届出に係る令第八十七条の二十六第五号から第八号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第八により防衛大臣に届け出なければならない。

別記様式第4（第65条の11第2項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出
（自衛隊法第65条の11第1項関連）

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな)氏 名		
2 生 年 月 日	年 月 日	
3 官 職 又 は 階 級		
4 約 束 前 の 求 職 開 始 日	年 月 日 (☐ 約束前の求職開始日なかった場合)	
5 再 就 職 の 約 束 を し た 日	年 月 日	
6 約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容		
官職又は階級	在職期間	職務内容
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
7 離 職 予 定 日	年 月 日	
8 再 就 職 予 定 日	年 月 日	
9 再 就 職 先 の 名 称 及 び 連 絡 先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：	
10 再 就 職 先 の 業 務 内 容		
11 再 就 職 先 に お け る 地 位		
12 求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有 ☐ 無	
13 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	☐ 有 ☐ 無	
14 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助	(☐ 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助なかった場合)	
(ふりがな)援助者の氏名又は名称	援助の内容	

(記載上の注意)

1. 口のついた項目は、該当する口の中にレ点を記入すること。
2. 約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日なかった場合には、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

別記様式第4（第65条の11第2項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出
（自衛隊法第65条の11第1項関連）

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

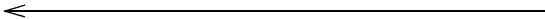
住 所
氏 名
電 話 番 号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな)氏 名		
2 生 年 月 日	年 月 日	
3 官 職 又 は 階 級		
4 再 就 職 の 約 束 を し た 日	年 月 日	
5 離 職 予 定 日	年 月 日	
6 再 就 職 予 定 日	年 月 日	
7 再 就 職 先 の 名 称		
8 再 就 職 先 の 業 務 内 容		
9 再 就 職 先 に お け る 地 位		
10 求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有 ☐ 無	
11 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	☐ 有 ☐ 無	

(記載上の注意)

- 口のついた項目は該当する口の中にレ点を記入すること。



別記様式第5（第65条の11第3項、第65条の13第2項関係）

変更届出
(自衛隊法第65条の11第1項関連)

平成 年 月 日

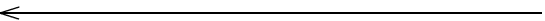
防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

平成 年 月 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第1項の規定による届出
について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

官 職 又 は 階 級 約 束 前 の 求 職 開 員 始 日 以 後 の 隊 状 と し て の 在 務 内 容 及 び 職 務 内 容	変 更 前			
	変 更 後			
	変 更 前	官職又は階級	在職期間	職務内容
	変 更 後	官職又は階級	在職期間	職務内容
離 職 予 定 日	変 更 前			
	変 更 後			
再 就 職 予 定 日	変 更 前			
	変 更 後			
再 就 職 先 の 名 称 及 び 連 絡 先	変 更 前			
	変 更 後			
再 就 職 先 の 業 務 内 容	変 更 前			
	変 更 後			
再 就 職 先 における地位	変 更 前			
	変 更 後			

（記載上の注意）
自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第65条の13第2項の規定により、離職後に当該変更
届出を行う者については、「官職又は階級」及び「離職予定日」は、変更届出の対象外となります。



別記様式第5（第65条の11第3項、第65条の13第2項関係）

変更届出
(自衛隊法第65条の11第1項関連)

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

平成 年 月 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第1項の規定による届出
について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

官 職 又 は 階 級	変 更 前			
	変 更 後			
離 職 予 定 日	変 更 前			
	変 更 後			
再 就 職 予 定 日	変 更 前			
	変 更 後			
再 就 職 先 の 名 称	変 更 前			
	変 更 後			
再 就 職 先 の 業 務 内 容	変 更 前			
	変 更 後			
再 就 職 先 における地位	変 更 前			
	変 更 後			

（記載上の注意）
自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第65条の13第2項の規定により、離職後に当該変更
届出を行う者については、「官職又は階級」及び「離職予定日」は、変更届出の対象外となります。

別記様式第7 (第65条の13第4項関係)

管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出
(自衛隊法第65条の11第3項関連)

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名			
2 生 年 月 日	年 月 日		
3 離職時の官職又は階級			
4 離職前の求職開始日	年 月 日		
(☐ 離職前の求職開始日がなかった場合)			
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容			
官職又は階級	在職期間	職務内容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
6 離 職 日	年 月 日		
7 再 就 職 予 定 日	年 月 日		
8 再 就 職 先 の 名 称 及 び 連 絡 先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：		
9 再就職先の業務内容			
10 再就職先における地位			
11 求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有 ☐ 無		
12 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	☐ 有 ☐ 無		
13 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助	(☐ 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		

(記載上の注意)

- 離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあつては、当該昇任前の階級を（ ）で記載すること。
- のついた項目は、該当する□の中にシ点を記入すること。
- 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

別記様式第7 (第65条の13第4項関係)

管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出
(自衛隊法第65条の11第3項関連)

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名			
2 生 年 月 日	年 月 日		
3 離職時の官職又は階級			
4 離 職 日	年 月 日		
5 再 就 職 予 定 日	年 月 日		
6 再 就 職 先 の 名 称			
7 再就職先の業務内容			
8 再就職先における地位			
9 求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有 ☐ 無		
10 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	☐ 有 ☐ 無		

(記載上の注意)

- 離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあつては、当該昇任前の階級を（ ）で記載すること。
- のついた項目は該当する□の中にシ点を記入すること。



別記様式第8（第65条の13第5項関係）

変更届出
(自衛隊法第65条の11第3項関連)

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

平成 年 月 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第3項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

再 就 職 予 定 日	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 名 称 及 び 通 格 先	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 業 務 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 にお け る 地 位	変 更 前	
	変 更 後	



別記様式第8（第65条の13第5項関係）

変更届出
(自衛隊法第65条の11第3項関連)

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

平成 年 月 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第3項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

再 就 職 予 定 日	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 名 称	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 業 務 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 にお け る 地 位	変 更 前	
	変 更 後	

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第10（第65条の15第2項関係）

管理職隊員であった者が再就職した場合の届出
（自衛隊法第65条の11第4項関連）

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1（ふりがな）氏 名		
2 生 年 月 日	年 月 日	
3 離職時の官職又は階級	年 月 日	
4 離職前の求職開始日	年 月 日 (☐ 離職前の求職開始日なかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の既員としての在職状況及び職務内容		
官職又は階級	在職期間	職務内容
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
6 離 職 日	年 月 日	
7 再 就 職 日	年 月 日	
8 再 就 職 先 の 名 称 及 び 連 絡 先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：	
9 再 就 職 先 の 業 務 内 容		
10 再 就 職 先 における地位		
11 求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有 ☐ 無	
12 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	☐ 有 ☐ 無	
13 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助	☐ 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助なかった場合	
(ふりがな)	援助者の氏名又は名称	援助の内容

(記載上の注意)

- 1 離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあつては、当該昇任前の階級を（ ）で記載すること。
- 2 □のついた項目は、該当する□の中にレ点を記入すること。
- 3 離職前の求職開始日から離職日までの間の既員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

別記様式第10（第65条の15第2項関係）

管理職隊員であった者が再就職した場合の届出
（自衛隊法第65条の11第4項関連）

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1（ふりがな）氏 名		
2 生 年 月 日	年 月 日	
3 離職時の官職又は階級	年 月 日	
4 離 職 日	年 月 日	
5 再 就 職 日	年 月 日	
6 再 就 職 先 の 名 称		
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容		
8 再 就 職 先 における地位		
9 求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有 ☐ 無	
10 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	☐ 有 ☐ 無	

(記載上の注意)

- 1 離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあつては、当該昇任前の階級を（ ）で記載すること。
- 2 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

附 則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。